

公益社団法人広島交響楽協会 会員規程

〔沿革〕

平成24年4月1日 施行

平成26年3月7日 一部改正

(目的)

第1条 本規定は、公益社団法人広島交響楽協会定款第5条から第11条に定める会員の定めを補足し、その詳細を定めることを目的とする。

(定款上の正会員)

第2条 定款第5条に定める正会員は、次のとおりとする。

(1) 法人

名 称	年会費	摘 要
法人正会員	10万円/口	<ul style="list-style-type: none"> ・総会での議決権を有する。 ・事業内容の確認のため、1回の演奏会について1口につき2名を上限に演奏会の視察を案内することがある。 [対象演奏会] 定期演奏会、ディスカバリーシリーズ

(2) 個人

名 称	年会費	摘 要
個人正会員	2万6千円/口	<ul style="list-style-type: none"> ・総会での議決権を有する。 ・事業内容の確認のため、演奏会の視察を案内することがある。 [対象演奏会] 定期演奏会、平和の夕べコンサート

2. 前項の「演奏会の視察」については、当該演奏会の残席の範囲内で行うものとし、当該会員の演奏会場への入場を保証するものではないものとする。

(定款上の賛助会員)

第3条 定款第5条に定める賛助会員は、次のとおりとする。

(1) 法人

名 称	年会費	摘 要
法人賛助会員	10万円/口	・税法上の優遇措置の対象とする。

(2) 個人

名 称	年会費	摘 要
個人賛助会員	2万5千円/口	・税法上の優遇措置の対象とする。
サポート会員	5千円/口	・税法上の優遇措置の対象とする。

(その他の会員)

第4条 前2条に定めるほか、演奏会の集客率向上を目的とした会員を理事長の決定により設けることができる。

(会員資格の取得)

第5条 定款第6条に定める会員の資格の取得について、その資格取得日は、原則として毎月1日とするものとし、開始月については当協会と入会を希望する者とが協議して決定する。

2. 正会員への入会を希望する場合は、別に定める所定の正会員入会申込書により申し込むものとし、入会に際しては広島交響楽協会理事1名の紹介を必要とする。正会員申込受付け後理事会へ諮り、理事会の承認を得た時点で正会員資格を取得するものとする。
3. 賛助会員については、前項で決定した会員資格の取得日が定款第6条に定める理事長の承認の前となる場合には、理事長の承認が行われるまでの間も会員資格があるものとして取り扱う。ただし、理事長の承認が得られなかった場合は、第1項に定める会員資格の取得時にさかのぼって、会員の資格を取り消す。
4. 暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である「反社会的勢力」とみなされる個人・団体は、定款に基づかないものも含め、会員となることができない。

(特典の追加)

第6条 第2条から第4条に定める各会員について、定款および本規程に定めのない特典等を設定する場合は、理事長がこれを決定する。

(会員証の発行)

第7条 第2条および第3条に定める個人正会員、個人賛助会員、サポート会員に対し、会員証を発行する。

(会費の納入)

第8条 定款第7条に定める経費の負担については、原則として、初回は第5条に定める会員取得日の前日まで、2回目以降は、翌年以降の会員取得日の応答日までに支払うものとする。

(改廃)

第9条 本規程の改廃は、理事会の決定でこれを行う。ただし第1条および第2条に定める年会費の額については、定款第7条の定めにより、総会の決定を必要とする。

(除名)

第10条 会員が、本規程第5条第3項にいう「反社会的勢力」であった場合、定款第9条(3)に定める「その他除名すべき正当な事由があるとき」に該当するものとし、総会の決議があるまでの間、理事長の決定により当該会員の会員資格を停止することができる。

(会費の法人会計への繰入)

第11条 本規程第2条および第3条に定める定款上の会員(法人正会員、個人正会員、法人賛助会員、個人賛助会員、サポート会員)の会費は、当該年度の会費収入総額の半分を限度に法人会計へ繰り入れることができるものとする。

[附則]

本規程は、平成26年4月1日以降会員資格取得日(更新によるものも含む)を迎える会員について適用する。